

令和 3 年度

事業計画



赤十字の基本原則

人道

赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字は、すべての民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

公平

赤十字は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独立

赤十字は独立である。各国赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字の諸原則に従って行動ができるよう、その自立性を保たなければならない。

奉仕

赤十字は、利益を求める奉仕的救護組織である。

単一

いかなる国にもただ一つの赤十字社しかありえない。赤十字社は、すべての人々に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性

赤十字は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

赤十字運動標語

人間を救うのは、人間だ。

Our world. Your move.

目 次

I 支 部 事 業	1
1 災害救護体制の整備	2
(1) 医療救護要員の養成	2
(2) 防災ボランティアの養成	2
(3) 救護装備の充実	2
(4) 救護訓練	2
(5) 救援物資等の備蓄と配付	3
(6) 義援金受付窓口の開設	3
(7) 一般救護の実施	3
(8) 赤十字看護師（救護員）の養成	3
2 救急法・健康生活支援講習等の普及	4
(1) 各種講習会の開催（支部主催）	4
(2) 指導員の派遣	4
(3) 指導員の研修	4
(4) 指導員の養成	5
(5) 講習普及重点ターゲットの設定	5
(6) 各種イベントにおける救急法等講習事業のPR	5
(7) 脱水・脱塩水泳教室に対する協力	5
3 赤十字奉仕団活動の推進	5
(1) 地域赤十字奉仕団の活性化と結成の促進	6
(2) 赤十字ボランティアの研修	6
(3) 特別奉仕団の育成	6
(4) ボランティア活動のネットワーク化	6
(5) チャリティーバザーの実施	7

4 青少年赤十字活動の推進	7
(1) 青少年赤十字（JRC）加盟の促進	7
(2) 指導体制の強化と活動内容の充実	7
(3) リーダーシップ・トレーニング・センターの充実	8
(4) 国際理解・親善事業の実施	8
(5) 「児童・生徒のための BLS 短時間プログラム」の実施	8
(6) 防災教育の推進	8
(7) 新型コロナウイルスによる「偏見」「差別」を防ぐ教育の推進	8
5 赤十字国際活動の推進	9
6 赤十字思想の普及と会員・活動資金（社資）の増強	9
(1) 赤十字運動月間における広報活動	9
(2) 年間を通じた広報・企画	10
(3) 赤十字活動資金（社資）の募集	10
(4) 企業との協働活動の取り組み強化	11
(5) 石川県日赤紹綏有功会による支援強化	11
II 医療事業	12
1 経営基盤の強化	12
2 安全・安心な医療提供体制及び人材育成の推進	13
3 地域に親しみやすい病院づくり	13
III 血液事業	14
1 安全な血液製剤の安定供給	14
2 献血者の安定的確保	15
3 効率的な事業運営	17
4 持続可能な血液事業（事業の活性化）の推進	18
5 造血幹細胞事業の推進	18

I 支 部 事 業

日本赤十字社は、世界192カ国の国際赤十字の一員として、世界各地で発生している武力紛争や自然災害で苦しむ人々に対して、医療救援や食糧支援、復興支援活動等を行い、開発途上国に対しては、災害対策、保健医療等への協力事業などの開発協力をを行っています。

一方、世界中に感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症については、国内においても未だに終息が見えず、大変深刻な問題となっています。日本赤十字社では、発生当初から各関係機関と連携を図りながら、クルーズ船への医療救護班等の派遣、日赤病院での感染者の受入れなどの迅速な救護活動を実施してきました。石川県支部では、「新型コロナウイルスの3つの顔」に関する動画を作成し、県民に向けた感染予防の普及啓発活動や、クラスターが発生した病院への職員の派遣、金沢赤十字病院への医療資材の整備などの対策を実施しました。私たちはこのような活動を通して、改めて感染症の対応や災害に備えた救護・救援体制の整備・充実に努めていく必要性があると痛感しております。

また、救急法をはじめとする講習普及事業については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一部を中止しておりましたが、感染対策を徹底することにより徐々に再開しております。今後はオンラインでの講習会等を開催し、コロナ禍にも対応した受講体制を構築していく予定です。青少年赤十字活動、赤十字奉仕団等ボランティアによる地域福祉活動などについては、少子高齢化社会に対応しつつ、赤十字の使命達成のために、会員をはじめ、県民のご理解とご協力を得ながら必要な事業に取り組むこととしており、連携・協働をテーマに、赤十字奉仕団及び青少年赤十字活動の活性化を目的に、研修会等の充実強化を図ることとしております。

これらの赤十字事業を円滑に推進するため、地元の企業や団体と連携した事業を展開しながら、広報活動等を通じて、広く県民の皆様に赤十字への理解を深めていただくとともに、活動資金となる社資の安定確保に努め、日本赤十字社本社や各都道府県支部、また、県内各地区・分区と密接な連携を図りながら、以下のとおり事業に取り組むものとします。

1 災害救護体制の整備

災害救護活動は赤十字本来の使命に根ざした活動であり、また、災害対策基本法、災害救助法等により防災関係機関として指定されていることから、災害発生時において、医療救護活動、赤十字ボランティアによる救援活動、救援物資の配付、義援金の受付け等を迅速かつ円滑に実施できるよう、体制の整備を図る。

(1) 医療救護要員の養成

救護班の看護師や、主事として登録される事務職員等を対象に、災害救護に関する知識・技術の向上や、意識の高揚を図るため「救護員養成研修」を実施する。

また、災害発生時に設置される災害救護実施対策本部の運営方法の確認及び本部業務に従事する要員の資質向上を図るため、「支部事務局災害対策本部運用訓練」を実施する。

さらに、本社等が開催する「全国赤十字救護班研修」「災害医療コーディネート研修」「こころのケア指導者養成研修」に各要員を参加させ、より高度な知識・技術の習得を図る。

(2) 防災ボランティアの養成

「防災ボランティア活動推進計画」（平成 16 年 3 月 1 日施行）に基づき、災害発生時にボランティア・センターにおいて、ボランティアの活動をコーディネートできる防災ボランティア・リーダーを養成し、登録する。

(3) 救護装備の充実

無線の電波規格改正に伴い、現在保有する無線機を順次更新することとし、令和 3 年度は 400MHz 車載型無線機の更新を行う。

また、市町に配備している災害救援車の更新に対しては、購入費の 3 分の 1 （限度額 70 万円）を助成する。

(4) 救護訓練

広域相互支援体制を確立するため実施する、第 3 ブロック（東海・北陸 8 県）支部合同災害救護訓練に参加するほか、県及び金沢市消防局等が実施する防災訓練に、救護班要員、防災ボランティア、地元の奉仕団員等を積極的に参加させ、非常事態での対応能力を身につけるとともに、他の防災関係機関との連携を深める。

(5) 救援物資等の備蓄と配付

毛布・緊急セット等の救援物資を支部及び各地区・分区で備蓄し、災害発生の際、次の基準により被災者に配付する

配 布 対 象	物 資	配 布 基 準
住宅が半焼・半壊・床上浸水等以上の被害を受けた世帯及び避難所に避難した世帯	毛 布 または タオルケット	1 人 に 1 枚 (冬季は1人に2枚)
災害により孤立した世帯、又は避難所等に避難を要する世帯	緊 急 セ ッ ト	1 世 帯 に 1 セ ッ ト
避難所に、集団で多人数が数日にわたって避難を要する世帯	安 眠 セ ッ ト	1 人 に 1 セ ッ ト

(6) 義援金受付窓口の開設

国内外を問わず大規模な災害が発生したときは、県民から寄託される義援金を受け付けるため、支部及び各地区・分区に「義援金受付窓口」を開設する。

また、12月には、「NHK 海外たすけあい」キャンペーンを展開し、広く県民に対し海外救援事業に係る募金への協力を呼びかける。

(7) 一般救護の実施

公共団体の要請に基づき、大規模なイベント等の会場に、救護看護師、奉仕団員等を派遣し、傷病者等に対する救護を行う。

(8) 赤十字看護師（救護員）の養成

救護員となる看護師を養成するため、日本赤十字豊田看護大学や石川県立看護大学のほか金城大学の看護学生に対し奨学金を支給する。

奨学金支給看護大学生（予定）

	1年生	2年生	3年生	4年生	計
豊 田 看 護 大 学	0	1	2	1	4
県 立 看 護 大 学	2	0	1	2	5
金 城 大 学	0	0	0	0	0
計	2	1	3	3	9

2 救急法・健康生活支援講習等の普及

県民が人命を尊び、健康で安全な生活を送ることができるよう、赤十字救急法（AED講習含む）や健康生活支援等の講習を実施する。

また、多くの方が気軽に受講できるよう、短時間で学ぶ「災害セミナー」や「認知症セミナー」、「子どもの救急法」などを実施する。なお、令和3年度は自宅等でも受講ができる「オンライン講習」を開催する。

（1）各種講習会の開催（支部主催）

ア 救急法

- 救急法基礎講習 (4時間) 15回
- 救急員養成講習 (14時間) 8回

イ 健康生活支援

- 支援員養成講習 (12.5時間) 3回
- 短期講習（災害セミナー） (2時間) 2回
- 短期講習（認知症セミナー） (2時間) 2回

ウ 幼児安全法

- 支援員養成講習 (13.5時間) 3回
- 短期講習（子どもの救急法） (2時間) 5回

エ 水上安全法

- 救助員I養成講習 (18時間) 2回

（2）指導員の派遣

地域奉仕団や各種団体が実施する講習会に、指導員を派遣する。

延べ人員 約600名

（3）指導員の研修

救急法・健康生活支援講習等指導員の知識・技術の向上と指導体制の強化を図るため、指導員に対する研修を行う。

(4) 指導員の養成

救急法、幼児安全法講習の更なる普及拡大を図るため、「赤十字救急法指導員養成講習会」、「赤十字幼児安全法指導員養成講習会」を開催する。

(5) 講習普及重点ターゲットの設定

東京オリンピックが2021年に延期されたことにより、令和3年度はスポーツへの関心が更に高まることが予測されるため、引き続きプロスポーツチーム等と連携した講習普及の推進を図る。

また、自宅やオフィス等でも簡単に受講できる「オンライン講習」を実施し、受講者がコロナ禍でも安心して受講できる体制を構築する。

さらに近年は石川県への観光客が近年急増していることから、金沢市中心部の商店街に対し、心肺蘇生・AEDを中心とした救急法の普及を推進し、観光客の「安全・安心」に資する。

(6) 各種イベントにおける救急法等講習事業のPR

広く県民に対し救急法等の知識・技術の普及を図るため、各自治体や子育て支援団体等が主催する啓発イベントに日赤ブースを出展し、心肺蘇生やAED等の体験を通して来場者に講習事業をPRする。

(7) 肢体不自由児水泳教室に対する協力

石川県肢体不自由児協会が、身体に障害を持つ児童を対象に実施する機能回復及び日常生活における水の事故防止のための水泳療育訓練（毎月第2・第4土曜日、金沢市営西部市民プール）に、赤十字水上安全法指導員、青年赤十字奉仕団員等を派遣する。

3 赤十字奉仕団活動の推進

赤十字奉仕団は、住民の身近なところで赤十字の人道・博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成された日本赤十字社における奉仕者組織であり、赤十字事業の推進に重要な役割を果たしている。

赤十字奉仕団には、市町の地域ごとに組織されている「地域赤十字奉仕団」、特殊な技術を活かして社会に奉仕する「特殊赤十字奉仕団」、勤労青年や学生により結成された「青年赤十字奉仕団」がある。

少子・高齢化など社会環境が大きく変化する中で、赤十字奉仕団の果たす役割はますます大きくなっており、奉仕団相互の連絡調整機関である「赤十字奉仕団石川県支部委員会」を中心にして奉仕団活動の活性化を図る。

(1) 地域赤十字奉仕団の活性化と結成の促進

県内 80 の地区・分区（うち金沢市 62 分区）のうち、47 地区・分区（うち金沢市 33 分区）において地域奉仕団が 51 団結成されているが（令和 2 年 12 月現在）、奉仕団員が地域のニーズを把握し、地区・分区と連携を図りながら活動していく体制の整備とともに、未設置の地域における結成への土壤づくりに努める。

(2) 赤十字ボランティアの研修

奉仕団活動の充実強化を図るため、地域格差を解消するための「赤十字ボランティア出前研修」や、各種イベント会場における救護ボランティアを養成する「救護ボランティア研修」を引き続き開催するとともに、従来からの、赤十字ボランティアとしての意識を高めるための「赤十字ボランティア基礎研修会」や、次代のリーダーを養成する「赤十字ボランティア・リーダーシップ研修会」を開催し、地域に根付いた奉団活動の更なる活性化や奉仕団相互の緊密化を図ることとする。

また、各種研修会における指導者を養成するため、本社が開催する「赤十字ボランティア・リーダー研修」や「赤十字奉仕団支部指導講師研修」に奉仕団員を派遣する。

(3) 特別奉仕団の育成

特殊赤十字奉仕団 6 団及び青年赤十字奉仕団 4 団（令和 2 年 12 月現在）が、それぞれの特性に応じた活動を行っているが、実働可能な団員を育成するための研修会を開催するとともに、特殊奉仕団に対し活動資金を助成して活動の推進を図る。

(4) ボランティア活動のネットワーク化

各奉仕団が情報の交換により、活動のより一層の充実・拡大を図るとともに、災害発生時などに奉仕団相互の連携が円滑に行えるよう、共同イベントの開催、研修会等における交流、機関紙の発行などによりネットワークの形成に努める。

(5) チャリティーバザーの実施

平成 11 年度から、毎年 5 月の「赤十字運動月間」のキャンペーンの一環として、加賀・金沢・能登の 3 地域で、地域内の奉仕団が共同で行っているチャリティーバザーを引き続き実施する。

4 青少年赤十字活動の推進

青少年赤十字（JRC）は、子どもたちが赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的として、さまざまな活動を教育現場で展開するものである。

これらの活動を実践するうえで掲げている「気づき、考え、実行する」という態度目標は、学習指導要領の総則にある「特色ある教育活動の展開」「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成」、また、道徳教育の「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」に結びつくものである。

次世代を担う子どもたちが、青少年赤十字の理念を理解し、人道的活動を実践するためには、教育現場における活動の普及啓発を図る。

(1) 青少年赤十字（JRC）加盟の促進

小・中学校の加盟率が低迷しており（令和 2 年 12 月現在 43.9%）、また加盟をしても、青少年赤十字活動が学校現場で十分に理解されているとは言えない。

そこで、青少年赤十字活動の周知を図るため、教育委員会への働きかけを行うとともに、加盟校の更なる活動推進を図るため、担当指導者との情報交換や活動提案などを行う。

(2) 指導体制の強化と活動内容の充実

青少年赤十字活動の普及促進を図るために、活動内容を十分理解し、意欲をもつて指導に当たる教師を多く養成する必要があるので、講習や研修により、指導者の増強に努める。

また、指導体制の充実強化や防災意識の向上を図るために、地域との連携が重要であることから、地域赤十字奉仕団との日頃からの協働体制の構築を目指し「青少年赤十字指導者・赤十字ボランティア研修会」を開催する。

(3) リーダーシップ・トレーニング・センターの充実

児童・生徒の主体性や考える力の育成は教育現場でも求められており、リーダーシップ・トレーニング・センター（以下、トレセン）は、赤十字の基本原則や救急法の実習などを通じて人道的な価値観を身につけるほか、先を見越した行動を主体的にとる「先見」の意識付けやリーダーシップの取り方などを学ぶものである。

トレセン参加者の更なる増加を図るため、講義内容の工夫と併せて、加盟校訪問により教育現場の理解促進に努める。

(4) 国際理解・親善事業の実施

青少年赤十字活動の実践目標の一つである「国際理解・親善」の一環として、12月の「NHK 海外たすけあい」街頭募金などを通して、国際協力について考え、理解する機会を提供する。

(5) 「児童・生徒のための BLS 短期プログラム」の実施

国内における更なる救命率の向上に寄与することを目的として、学校の児童・生徒に対する心肺蘇生教育を積極的に行う。

(6) 防災教育の推進

災害からいのちと健康、安全を守ることを目的とした青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」と、未就学児向け教材「ぼうさいまちがいさがし“きけんはっけん！”」の教育現場での普及を図る。また、防災教育の内容を充実させ更に効果的に活用してもらうため、防災教育出前授業を行う。

(7) 新型コロナウイルスによる「偏見」「差別」を防ぐ教育の推進

新型コロナウイルス感染症では、日本全国で感染とともに「偏見」「差別」も拡大しており、令和2年8月には文部科学大臣から緊急メッセージも発出された。日本赤十字社では、これらを予防・啓発するための教材「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」を開発した。石川県支部ではこの教材の動画版を作成し、県内全学校や他県支部に周知したところ、他県の学校、企業などでも活用され、6万回を超えるアクセスがあった。今後、教育現場での更なる普及を図るため、出前授業などを行う。

5 赤十字国際活動の推進

日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟との緊密な連携のもとに、紛争犠牲者や災害被災者等の救援のため、物資や資金の援助及び救護要員の派遣を行っている。

また、アジア・大洋州地域を中心とした開発途上国の赤十字社に対して、保健衛生、災害対策などの専門技術者の派遣や資金援助により、現地赤十字社と協力して災害、保健、食糧、貧困、教育などの問題解決に取り組んできた。

こうした日本赤十字社の国際赤十字に対する貢献は、世界192の国と地域に広がる「赤十字・赤新月社」の中で高く評価されている。

支部では、社資及び「NHK 海外たすけあい」募金など県民から寄託された救援金により、本社が行う国際活動を支援するとともに、第3ブロック支部共同事業として、引き続き、下記のとおり資金協力をを行う。

- (1) シリア難民支援事業
- (2) アジア・大洋州給水・衛生キット支援事業
- (3) 東アフリカ地域3カ国地域保健強化事業

6 赤十字思想の普及と会員・活動資金（社資）の増強

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である会員の増強と活動資金の確保は、もっとも基本的かつ重要な課題である。

このため、多くの県民の理解と共感を得て赤十字活動への自発的な参加を促進するとともに、活動資金の増強につなげるため、5月の赤十字運動月間に集中的な広報・募集活動を行うほか、年間を通して赤十字の活動情報を積極的に提供する。また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、感染対策に留意し様々な活動を実施する。

- (1) 赤十字運動月間における広報活動

5月の「赤十字運動月間」キャンペーン期間中は、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字に関連するイベント等が実施される。支部においても各種広報活動を通して赤十字の理解者を増やし、新たな支援につなげるよう努める。

- ア 広報紙「赤十字いしかわ」の発行
- イ テレビCM・ラジオCMによる活動資金への協力呼びかけ

- ウ 地域で開催される活動資金募集説明会等における募集協力者への周知
- エ 地区分区の広報紙、ホームページ、CATV による活動資金への協力呼びかけ
- オ 地区分区における懸垂幕の掲示
- カ 支部及び地区分区配備の災害救援車にマグネットシートを貼り付けし月間を広報

(2) 年間を通じた広報・企画

広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、支部が行う事業や活動を積極的かつタイムリーに発信し広く浸透させることにより、赤十字への更なる支援体制の強化を図る。

また、イベント等に参加し、赤十字の事業や活動を知っていただく機会を設け、赤十字への興味と関心を広げ、赤十字への理解促進につなげるよう努める。

- ① 支部広報紙、ホームページ、SNS 等による広報
 - ア 春と秋に発行する支部広報紙「赤十字いしかわ」、本社が発行する「赤十字NEWS」により、会員や活動資金協力者など広く県民に対し、赤十字の活動や資金の使途についての情報を提供する。
 - イ 各支部独自のホームページを日赤全社統合ホームページにリニューアルし、全社的な発信力の強化を図る。
 - ウ Facebook、Twitter、YouTube を活用し、有益なコンテンツ配信を拡大する。
- ② マスコミを活用した赤十字活動の情報発信
- ③ 県の女性県政バスによる支部への視察見学の実施

(3) 赤十字活動資金（社資）の募集

地区分区の職員、町内会等の役員、奉仕団員等のご協力による地域に根差した活動資金の募集を基盤として、個々の利便性、ニーズに配慮した活動資金の募集方法を強化し、新たな協力者の確保に努める。また、社会貢献活動に取り組む企業・団体とのパートナーシップ事業を推進する。

- ① 個人を対象とした募集
 - ア 地区分区、町内会、地域奉仕団等の協力による戸別訪問による活動資金募集
 - イ 口座振替、クレジットカード決済等による活動資金協力の案内
 - ウ 過去協力者・有功会会員へのダイレクトメールによる活動資金協力の依頼
 - エ ゆうちょ銀行振込用紙を赤十字いしかわ秋号に添付し活動資金協力を勧奨

オ 遺贈・相続財産の寄付勧奨

(ア) 信託銀行との連携

(イ) 税理士会、司法書士会、弁護士会との連携

② 法人を対象とした募集

ア 県内法人へのダイレクトメールによる活動資金協力の依頼

イ 活動資金協力法人に対するCSRのPRへの寄与

(ア) 活動資金協力法人を支部ホームページに掲載

(イ) 支部ホームページにおけるバナー掲載、法人会員プレートの提供

ウ 赤十字寄付金付自動販売機の設置

(4) 企業との協働活動の取り組み強化

近年、社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会（地域）貢献活動を経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。支部では、企業の社会（地域）貢献活動の受け皿となる事例を提示し、多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。

また、広く企業の赤十字活動への参画を呼びかけるため、マスメディアや企業・支部ホームページによる協働事業の紹介を行う。

さらには、令和2年度に締結したツエーゲン金沢とのパートナーシップ協定に基づき、日本赤十字社応援試合の実施や活動資金の確保にも努める。

(5) 石川県日赤紹綴有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会への加入を勧奨するとともに、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

また、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字への支援に対する意識の高揚を促す。

II 医療事業

我が国の歴史上には、天然痘やコレラ、スペイン風邪などいわゆるパンデミックの記録があるが、令和2年は改めて感染症の恐ろしさと影響の大きさをひしひしと知らされた年となった。新型コロナウイルスの感染拡大は日本の社会、経済界、医療界にも甚大な影響を及ぼした。各医療機関は多少の差こそあれ新型コロナウイルス感染症への対応を余儀なくされ、全身麻酔や手術、健診、検査を一時中止せざるを得ず、一般の患者には受診抑制が働き、入院、外来とも患者数の減少がもたらされた。病院財政的には国や県からの補償などがどれだけ収入減をカバーできるか注視する必要がある。

一方、万全の感染対策を行うことが前提となるが、これまで遂行してきた平常時の医療も前に進めていかなければならない。人口減少、超高齢化社会のなかで当院は地域医療構想に基づき、地域包括病棟と回復期リハビリテーション病棟を活用して地域密着型病院として地域医療に貢献しており、これまででも重要視してきた地域医療や福祉との連携をより強固なものにしていきたいと考えている。

また、急性期医療にも力を入れ、令和元年度からセンター化した消化器病センター、糖尿病・腎センター、骨関節・脳血管リハビリテーションセンター、患者総合支援センターの4つの機能を中心に医療を展開し、特に消化器病センターについては、地域の中心機関とすべく強化していきたいと考えている。

地域医療への貢献、4つのセンターの機能強化には、優秀な医療スタッフの確保も欠かせない課題であり、今後とも人材の獲得と育成に一層の努力を続けていきたい。

1 経営基盤の強化

(1) 医療スタッフの充実

① 医師の確保

主要診療科（内科、外科、整形外科）の医師獲得に向けた取り組みの強化

② 適正な人員配置による医療体制の強化

看護師、コメディカル（理学療法士等）の確保

③ 基幹型臨床研修病院としての体制強化による研修医の確保

④ 救急患者の積極的受入及び時間外救急体制の強化

(2) 病床機能の分化と連携強化の継続

- ① 紹介率、逆紹介率の向上（地域の医療機関や介護施設との連携強化）
- ② 地域包括ケア病棟の効率的な運用促進

(3) 経費削減対策

- ① 赤十字グループのベンチマークシステム及び委託業者（SPD 業務）による共同購入システムを活用した医薬品・診療材料等の価格削減
- ② 近隣病院との情報交換による経費削減

(4) 診療機能の向上等

- 消化器病センターの更なる強化（内視鏡機器の更新整備、先端湾曲ビデオスコープの追加整備）

2 安全・安心な医療提供体制及び人材育成の推進

- ・各種研修会等の積極的活用による、医療安全の確保と職員の能力向上
- ・医師・看護師等の負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備

3 地域に親しみやすい病院づくり

- ・健康講座及び地域に出向いての市民公開講座の実施
- ・地元商店街主催のイベント等への積極的参加
- ・院内環境整備、患者サービス機能の向上

III 血 液 事 業

石川県赤十字血液センター（以下「石川センター」という。）の令和3年度血液事業の運営にあたっては、関係法令を遵守し、国、県、市町、医療関係者及び献血推進団体等との協力の下、東海北陸ブロック血液センター（以下「ブロックセンター」という。）や管内の地域センターと連携し、安全な血液製剤の安定供給と献血者の確保を着実に推進するとともに、効率的な事業運営に努めるものとする。

なお、令和2年には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、企業のテレワークや学校でのオンライン授業等が増加し、企業献血や学校献血が中止され移動採血車による献血を中心に行きな影響が出たが、献血者をはじめ、県民のご理解とご協力により血液製剤を医療機関に安定的に供給することができた。一方で、現在においても感染拡大が続いていること、献血者が安心して来場していただけるよう献血会場の運営などに引き続き取り組むこととしている。

1 安全な血液製剤の安定供給

(1) 需給管理の充実

- ① 医療機関との連携強化や情報共有の充実に努め、血液製剤の需給予測の精度向上を図るとともに、需要に応じた適切な採血を推進する。
- ② 医療現場のニーズの変化に対応し質の高い需給管理を行うため、職員間の情報・意識共有の仕組みづくりや教育を推進する。

(2) 安全性の確保

血液製剤を保管する冷凍・冷蔵設備や運搬車両等設備機器の適切かつ確実な管理運用に努め、故障・緊急時の対応や安全運行等に関する教育訓練を徹底し、常に安全で高品質な血液製剤を供給する。

(3) 血液製剤の適正使用の推進

石川県合同輸血療法委員会の活動や石川センターでの研修を通じて、医療機関への情報提供や技術指導の充実に努め、適正使用の一層の推進を図る。

(4) 災害時等における体制の充実

- ① 東海北陸ブロックにおいて高い確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や豪雪などの自然災害に対し、危機管理ガイドライン等に基づき、ブロックセンター石川製造所や富山、福井両地域センターと連携し、北陸における安全・安心な輸血医療圏の構築や避難してくる患者や輸血を必要としている妊婦等の受け入れ体制と連携する。また、石川県内の防災組織、日本赤十字社石川県支部、金沢赤十字病院等と連携し緊急時の対応に備える。
- ② 新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安全・安心な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。

2 献血者の安定的確保

(1) 普及啓発活動

- ① 新規キャンペーンの創設や既存キャンペーンの内容見直し等に積極的に取り組み、効果的かつ効率的な普及啓発活動を展開する。
- ② 若年層にアピールし、血液事業に共感と興味を持ってもらえる情報誌等印刷物の発行に努める。
- ③ ホームページの一層の活用を図り、求められる情報がリアルタイムで簡便かつ正確に閲覧できるよう、管理の徹底や内容の充実に努める。
- ④ 献血に積極的に参加・協力する企業等である献血サポーターの周知を図り、参加企業等の増加に努める。
- ⑤ 近年需要が増加している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことを普及啓発資料等で周知する。

(2) 若年層献血者確保対策

- ① 小学生を対象とした献血ふれあい事業や中学生の職場体験事業を積極的に実施する。
- ② 高校生や大学生を対象とした献血セミナーの内容充実に努め、県や教育委員会に積極的に働きかけるなどにより、年間30回以上の開催を目指す。
- ③ 医療や福祉を目指す高校、看護学校、専門学校を対象に、授業の中で血液事業の

見学・研修を取り入れてもらえるよう努める。

- ④ 移動採血の渉外活動において、事業主や献血担当者に対し若年層献血者確保の重要性を丁寧に説明し、協力を求め、若年層従業員への呼びかけ拡大、強化に努める。
- ⑤ 若年層のニーズにあった献血処遇品の開発や若年層向けキャンペーンの充実、強化を図るなど、若年層の感性にマッチした広報活動の実施に積極的に取り組む。
- ⑥ 石川県学生献血推進委員会への適切な支援を通じて、同委員会が取り組む若年層献血推進活動の一層の活性化を促す。
- ⑦ 大学・短大の教職員と学生による石川県学生献血推進連絡会と連携し、ボランティア学生の支援を強化する。
- ⑧ ブロックセンターや管内地域センターと情報・意見交換を行い、有効な若年層対策の実現に努める。
- ⑨ 数値目標として年間 2,650 人以上の 10 代献血者の確保を目指すとともに、20 代、30 代についても前年度を上回る献血者数確保に努める。

(3) 献血登録者の拡充

- ① 献血 Web 会員サービス（愛称名「ラブラッド」。以下「ラブラッド」という。）による複数回献血の協力促進及び必要な時における献血者の確保のため、「ラブラッド」への勧誘に努め、新規会員数 4,980 人を目指す。
- ② HLA 型の登録を推進し、高品質な血小板製剤の供給に努める。
- ③ Rh (-) の血液型の献血者の登録推進に努める。

(4) 献血者の安全確保

- ① 献血時におけるインフォームドコンセントを徹底し、献血者の健康状態に十分配慮した採血に努める。
- ② VVR 等採血副作用の予防に細心の注意を払うとともに、副作用が発生した場合の措置について教育訓練を徹底する。
- ③ 採血担当職員の日本輸血・細胞治療学会が認定する「アフェレーシスナース（成分採血認定看護師）」の認定取得に積極的に取り組む。

(5) 献血者への健康管理サービス

低ヘモグロビン等により献血できなかった献血申込者への栄養士による健康相談やB型肝炎及びC型肝炎ウィルス検査陽性献血者への健康相談を実施し、献血不適格者への健康指導に努める。

3 効率的な事業運営

(1) 400mL 献血の推進

医療機関の需要に応えるとともに、効率的な血液事業を推進するため、全血献血は400mLを基本とし、200mL献血ができる限り抑制することにより、その全血献血に占める比率が97.1%以上となるよう努める。

(2) 移動採血 1稼働あたりの採血効率の向上

移動採血の計画、実施にあたっては、配車先事業所への渉外活動やライオンズクラブ等献血協力団体との協力体制の強化等により、1稼働あたりの採血数を増やし、必要な血液量を確保するとともに稼働数の削減を図る。

(3) 献血ルームの事業改善

- ① 献血ルームの全血献血の向上に取り組むとともに、血液製剤の需給状況を踏まえた適切な成分献血者確保に努める。
- ② 移動採血車を含め「ラブラッド」を活用した予約献血を推進し、献血者の利便向上に努める。
- ③ 血小板製剤の献血後3日運用を促進するため、曜日別の適切な採血数を設定し、計画に沿った採血数の確保に努める。

(4) 成分献血の効率化

- ① 血小板成分採血にあたっては、分割血小板採取の比率向上を図り、採取率53.1%以上を目指す。
- ② 循環血液量に応じた最大限の血漿確保を推進し、血漿成分献血における1本あたりの平均採取血漿量は551.1mL以上、血小板（血小板+血漿）採血における1本あたりの平均原料血漿採取量は、分割製造用182.1mL、非分割製造用297.6mL以上を目指す。

(5) 供給体制の効率化

- ① 臨時配送便を削減するための医療機関との協議を進め、定期便率の向上を図る。
- ② 輸血用血液製剤発注時における利便性の向上のためにWeb発注率の向上を図る。

4 持続可能な血液事業（事業の活性化）の推進

(1) 人材育成・人事交流

職員の血液事業本部への研修派遣、ブロックセンターとの職員交流及び統一的な研修体制の整備に努め、職員の能力向上を促進する。

(2) 研修教育機能の充実

ブロックセンター石川製造所と連携し、血液事業全体を研修できる血液センターとして、研修医や保健学科学生、看護学生、高校生を積極的に受け入れ、血液事業の新しい担い手や安全な輸血医療の担い手を引き続き確保・拡充する。

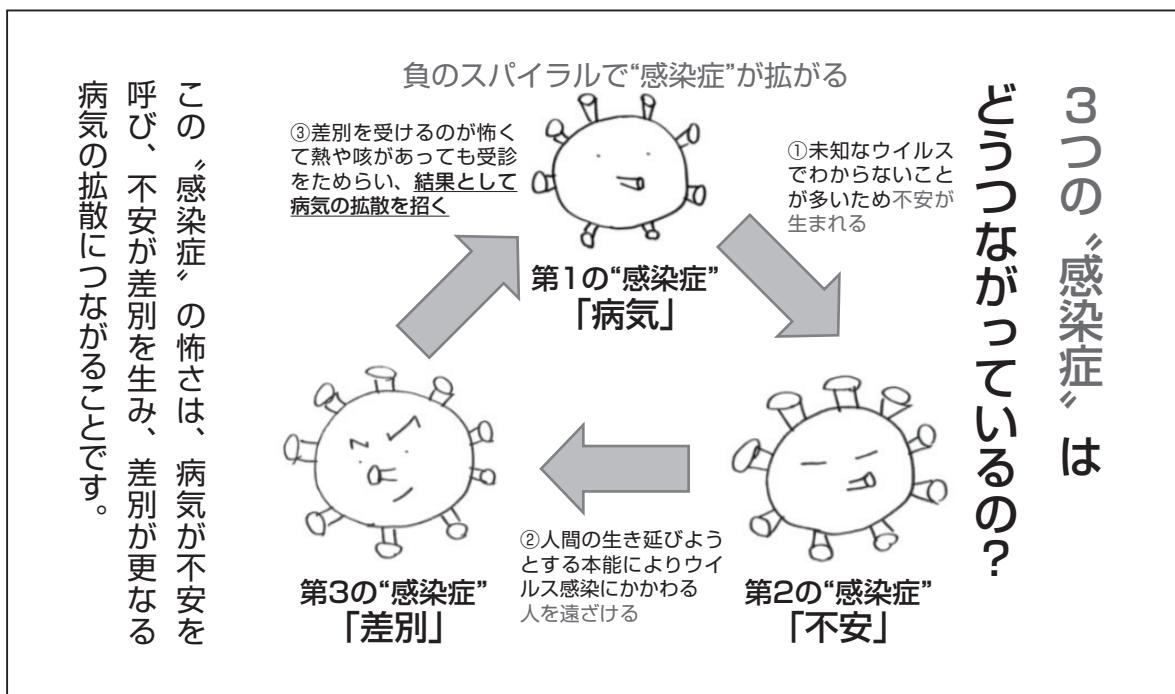
(3) 経営改善の取組と事業運営の活性化

血液事業特別会計の継続的な財政運営を図るため、職員一丸となって「カイゼン」活動に積極的に取り組むとともに、事業評価結果に基づき事業の質的向上及び事業の効率化を推進し、事業運営の活性化を図る。

5 造血幹細胞事業の推進

石川県や県内ボランティア組織（はとの会）と連携して、骨髓バンク登録の支援に努め、登録者の増加を図る。

新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！



石川県支部では、新型コロナウイルス感染症に関する動画を作成し、ホームページで公開しています。



動画はコチラ



ハトちゃん

日本赤十字社公式マスコットキャラクター

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。